

軽度・中度難聴児補聴器購入費 助成事業について

佐賀県では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度難聴児に対し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成しています。

対象者	18歳以下で <u>片耳または両耳</u> の聴力レベルが30dB以上
対象品目	・補聴器の購入、更新、修理費用 ・人工内耳体外機の更新費用

助成制度について

- 対象児 次の要件を全て満たす方が対象になります。
- ① 保護者が佐賀県内に住所を有している18歳以下の方
(18歳に達した日(誕生日の前日)の属する年度の3月31日まで)
 - ② いずれかの耳または両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付対象とならない方
 - ③ 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると指定医師に判断された方
- 助成対象 新規、更新時の補聴器の購入費及び修理費用
- 助成金額 基準価格と補聴器購入費のいずれか低い額の3分の2の額

申請手続きについて

助成金を受け取る場合は、補聴器の購入前にあらかじめお住まいの市町への申請が必要です。
購入後に申請手続きをしても助成金を受け取れませんのでご注意ください。

- 必要書類
- ① 難聴児補聴器購入費助成金交付申請書
 - ② 難聴児補聴器購入費助成金交付意見書(指定医師が作成したもの)
 - ③ 見積書(意見書の処方に基づき、補聴器の販売業者が作成したもの)

【お問い合わせ】

お住まいの市役所・町役場の障害福祉担当課

または 佐賀県障害福祉課